

# 藤岡市内で住所を移された方へ【転居】

本日は大変お疲れ様でした。

どの手続きの際にも「本人確認書類」を必ず持参するようお願いいたします。

また、ご不明な点などございましたらお気軽に担当課までお問い合わせください。

藤岡市役所 本庁 0274-22-1211 (代) 〒375-8601 藤岡市中栗須327番地

鬼石総合支所 0274-52-3111 (代) 〒370-1492 藤岡市鬼石170番地1

◎藤岡市役所の開庁時間は『平日午前8時30分から午後5時15分まで』となっています。

◎毎週水曜日に、本庁舎1階フロア「市民課・保険年金課・納税相談課・税務課」は『午後8時まで』、

鬼石総合支所「鬼石振興課 鬼石住民係」は『午後7時まで』夜間窓口を実施しています。

※通知カードは、番号法施行令の一部改正により氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能となります。(令和2年5月25日以降変更手続きは行えません。)

対象者	担当課	『手続き名』・手続きに必要なもの
住基カードまたは マイナンバーカード  をお持ちの方	本庁舎1階 (③・④番窓口)  市民課  市民窓口係 直通40-2256	☆『住所変更届』 ◎住基カードまたはマイナンバーカード ◎住基カードまたはマイナンバーカードの暗証番号 ※写真付きでない住基カードの方は、手続き不要です。 ※専用端末の稼働時間が限られていますので、午前9時から午後4時30分の間に必ずお越しください。
署名用電子証明書  が必要な方		☆『署名用電子証明書再発行』 署名用電子証明書は転居日で自動的に失効となるため、再度電子証明書を発行する場合は改めて手続きが必要です。 ◎マイナンバーカード ◎マイナンバーカードの暗証番号 ◎署名用電子証明書暗証番号 ※専用端末の稼働時間が限られていますので、午前9時から午後4時30分の間に必ずお越しください。
外国人  の方		☆『在留カード・特別永住者証明書の住所変更』 ◎在留カード・特別永住者証明書
印鑑登録  されている方		『特に手続きは不要です』 ※転居手続きと同時に住所変更がされておりますので、改めて手続きは必要ありません。 ※転居後、印鑑証明書が必要な方は、窓口へ印鑑登録証をご持参ください。
登録型本人通知制度  に登録されている方		☆『本人通知制度事前登録変更届』 ◎本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書 ◎本人確認書類
国民健康保険  に加入されている方		☆『国民健康保険証の返却・差替え』 ◎国民健康保険証 ◎マイナンバーカード(または通知カード(*)と顔写真付身分証明書)
70歳～74歳 の国民健康保険加入の方	本庁舎1階 (⑤・⑥番窓口)	☆『国民健康保険高齢受給者証返却・差替え』 ◎国民健康保険高齢受給者証
75歳以上 (一定以上障害のある65歳以上) の方	保険年金課  国保係 直通40-2822	☆『住所変更届』 ◎後期高齢者医療被保険者証 ◎マイナンバーカード(または通知カード(*)と顔写真付身分証明書)
国民・厚生年金 を受給されている方	医療年金係 直通40-2259	☆『年金受給権者住所変更・居所登録届』 ◎基礎年金番号のわかるもの ◎マイナンバーカード(または通知カード(*)と顔写真付身分証明書)
福祉医療費受給資格者証 (ピンク色)  をお持ちの方		☆『住所変更届』 ◎健康保険証 ◎福祉医療費受給資格者証

☆の付いた手続きは鬼石総合支所鬼石振興課 鬼石住民係でも行えます。

裏面に続きます

対 象 者	担 当 課	『手続き名』・手続きに必要なもの
<b>児童手当</b> <small>※子どもと別居の場合</small>  <small>を受給されている方</small>	<b>保健センター1階</b>  子ども課  子ども家庭支援係 直通40-2286	☆『監護・生計同一申立書』または『消滅届』 ◎別居している子どものマイナンバー 担当：子ども家庭支援係へご相談ください。
<b>児童扶養手当 特別児童扶養手当</b>  <small>を受給されている方</small>		『住所変更届』 ◎児童扶養手当証書 ◎特別児童扶養手当証書
<b>保育所・幼稚園・ 認定こども園</b>  <small>を利用している方</small>		『教育・保育給付認定変更届出書』 担当：児童福祉係へご相談ください。
<b>公立小中学校</b>   <small>の子の保護者</small>	<b>教育庁舎2階</b>  学校教育課  学校指導係 直通50-8212	『学校区変更がない場合、手続きは不要です。』 転居先住所の学校区でよい場合です。 『学校区の変更を希望する場合』（別紙参照） 学校区の変更は、担当：学校指導係へご相談ください。  ※来年度、新小学1年生・新中学1年生で、就学通知書をすでに受け取っている方は、担当：学校指導係へ申出ください。
<b>障害福祉サービス</b>  <small>を受けている方</small>	<b>福祉会館1階</b>  福祉課  障害福祉係 直通40-2384	『住所変更』 ◎マイナンバーカード
<b>障害者手帳 (身体・知的・精神) 特別障害者手当 障害児福祉手当</b> <small>をお持ちの方・受けている方</small>		☆『住所変更』 ◎障害者手帳 ◎マイナンバーカード
<b>自立支援医療 (精神通院医療)</b>  <small>を受けている方</small>		☆『住所変更』・『保険証の変更(国保加入者)』 ◎自立支援医療受給者証 ◎保険証 ◎マイナンバーカード
<b>犬</b>   <small>を飼っている方</small>	<b>本庁舎1階</b> 環境課 生活保全係 直通40-2264	『特に手続きは不要です』 ※愛犬手帳の住所をご自身で書き換えてください。
<b>市営住宅</b>   <small>にお住まいになる方</small>	<b>中庁舎1階</b> 建築課 住宅係 直通40-2326	『各種届・申請等』 担当：住宅係へご相談ください。
<b>上・下水道の使用 を 開 始</b>  <small>される方</small>	<b>東庁舎1階</b> 経営課 料金担当 直通22-1951	『使用開始申し込み』 電話での受付も可能です。 土・日・祝日も開庁時間内は受付をしております。
<b>上・下水道の使用 を 中 止</b>  <small>される方</small>		『使用中止の届出』 電話での受付も可能です。 なお、料金の精算が必要になります。 土・日・祝日も開庁時間内は受付をしております。